

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	協議細目
調整方針	<p>15. 条例、規則の取扱い</p> <p>(案) 関市の条例、規則を適用する。 ただし、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村のみに適用のある条例、規則のうち必要なものは、関市に引き継ぐものとする。 各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則については、その調整内容に基づき整理を行うものとする。</p>
項目	参 考 資 料
	<p>資料は、第4回合併協議会(8月19日)に提出済み。(P40~P41)</p>